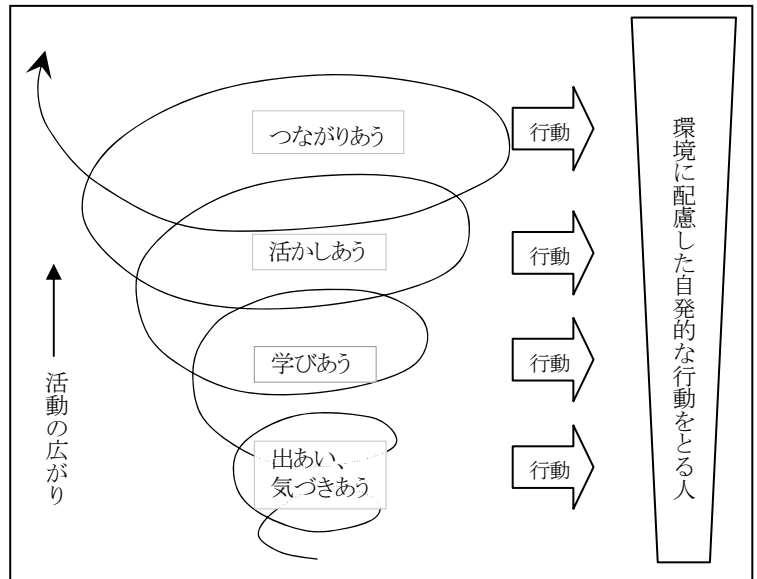


県民の方々がすぐに環境学習の第一歩を踏み出せるよう、また、すでに環境学習を実施している方が自身の学習段階を把握し、これからの活動にすぐに活かせるよう、学びの段階に合わせて様々な施策を整理し直したものです。

4つの学びの段階における具体的な取組

環境学習の4つの段階（「出あい・気づきあう」、「学びあう」、「活かしあう」、「つながりあう」）について説明します。この一連の流れで環境学習を進めることで、環境問題に気づき、理解が深まり、そして、多様な人々が連携・協働して活動の幅を広げることで、環境保全活動などの自発的な行動に結びついていくと考えます。

図9 4つの学びの段階による環境学習推進イメージ



1 出あい、気づきあう

今日の環境問題は私たちの生活や社会活動と密接な係わり合いがあります。したがって、私たち一人ひとりが環境について考え、行動しなければ解決しません。私たち一人ひとりの環境に対する意欲を環境保全活動に結びつけていくためには、きっかけが必要です。そのきっかけとして、身近な自然に出あい、環境と暮らしの関わり合いに気づき、理解し、できることから共に環境学習の第一歩を踏み出すことが大切です。

(1) 自然の楽しさ、大切さに出会う

里山や海岸などにおいて自然の豊かさや多様さを体験することは、私たちが自然の中で生きている存在であることを実感できる貴重な機会です。

また、子どもの時期に自然体験をすることは、自然に対する感性や、環境を大切に思う心を養うことになり、人と環境との関わりについて関心と理解を深める基礎となります。

一方、農林水産業の体験は自然とふれあいながら、人々の暮らしに必要な食や自然の恵みの大切さを理解する貴重な機会となります。

このため、県内の多様な自然体験や農林水産体験などをおとした環境学習に参加することが期待されます。

<各主体に期待される主な取組>

- ・ 県 民：各主体が実施する自然体験や農林水産体験の講座に参加する。
- ・ 事業者：CSRとして地域に対して自然体験や農林水産体験の講座を開催する。また、農林水産業者は職業体験の場を提供したり、講師として指導したりする。
- ・ NPO：自然体験や農林水産体験の講座を開催したり、講師を派遣したりする。
- ・ 市町村：自然体験や農林水産体験の講座を開催する。
- ・ 学校等：幼稚園・保育所・認定子ども園では日々の活動の中で、小学校では総合的な学習の時間や修学旅行・遠足といった特別活動等の中で自然体験や農林水産体験を実施する。

<県の推進する主な施策>

①自然観察会や自然体験等の実施

自然とふれあい、自然の豊かさ・多様性・大切さをすることを目的とした自然観察会や自然体験活動等を実施します。

②農林水産業の体験学習の実施

自然の大切さ、恵みを実感できる田植え、間伐、地引網等といった農林水産業をとおした体験学習の機会の提供を推進します。

(2) 暮らしと環境との関係に気づく

私たちの暮らしや社会経済活動は、食糧、水、エネルギー、資源など様々なものを消費することで成り立っています。これらのものを生産、あるいは消費する過程等で、私たちは環境に大きな負担をかけており、地球温暖化や生物多様性の減少、廃棄物問題など様々な環境問題の原因となっています。このため、私たち一人ひとりがこうした状況を自らの問題としてとらえ、環境に配慮した行動がとれるよう環境に関するイベントや取組に参加することが期待されます。

<各主体に期待される主な取組>

- ・ 県 民：各主体が実施するイベント等に参加し、気づいたことを家族と共有する。
- ・ 事業者、NPO、市町村：環境に関するイベント等を開催したり、出展したりする。
- ・ 学校等：学校等の日常生活で、児童生徒に環境に配慮した行動を取り組ませる。

<県の推進する主な施策>

①環境をテーマとしたイベントの開催

県民の方々に環境について気づき、関心を持っていただくため、環境に関する各種のイベントを開催します。

地球温暖化防止、自然環境保全、水環境改善、ごみゼロ、E S Dなどをテーマとしたイベントや講演会等の開催を促進します。

②廃棄物処理施設・下水処理場等への見学会の実施

家庭からでたごみや汚水がどのように処理あるいはリサイクルされていくかを、実際に見ることで環境と暮らしとのつながりを実感してもらうための見学会の開催を促進します。

③グリーン購入に関するイベント等を開催促進

環境への負荷を軽減するよう配慮され製造された製品や、輸送や製造にかかるエネルギーの少ない地元で生産された商品を購入するなど、環境について考えながら買い物をするグリーン購入を進めるため、キャンペーンを開催します。

(3) 環境学習等に関する情報の共有

現在、事業者、NPO、行政等の様々な主体が環境学習や環境保全活動等を実施していますが、こうした情報を把握している人は多いとは言えず、参加も十分ではありません。また、環境調査に関するデータ等も多く発信されていますが、環境学習に十分に活用されているとは言えません。

このため、一人でも多くの県民の方が環境学習や環境保全活動に関する情報や環境調査に関するデータを入手し、積極的に参加・活用することが期待されます。

<各主体に期待される主な取組>

- ・県民：各主体が発信している環境学習や環境保全活動等に関する情報を広報やインターネットで収集し、積極的に参加する。
- ・事業者：CSR活動の報告を冊子やインターネットで周知するとともに、地域で開催する環境学習や環境保全活動等を県や市町村やNPOに情報提供することで広く周知する。
- ・NPO：自身の活動を広く発信するとともに、各地で行われている環境学習や環境保全活動等の情報を収集・提供する。
- ・市町村：広報やホームページで各主体が実施する環境学習や環境保全活動等の情報を収集・提供する。
- ・学校等：各主体が提供している環境学習や環境保全活動等に関する情報を積極的に収集し、授業に活かすとともに、実践例等の情報を積極的に発信する。

<県の推進する主な施策>

①インターネットによる環境学習情報等の提供

「あいち環境学習情報ライブラリー」等の本県のホームページを利用して環境学習や環境保全活動に関するイベントや講座、自然体験ができる場所等の情報を提供するとともに、「あいちの環境」において環境調査事業等の結果を公表します。

また、事業者の環境保全活動等に関する情報を本県のホームページ「環境分野における企業の社会貢献活動ウェブサイト」により提供します。

②環境白書等の環境に関する冊子の作成・提供

環境白書をはじめ、環境に関する様々な情報を提供し、環境学習や環境活動等に関心を持っていただける冊子等を作成・提供します。

2 学びあう

この段階では、「出あい・気づきあう」の段階において関心を持ち、理解したことについて、更に学習することで、問題を解決する能力を身につけ、具体的な行動へと移すことが求められます。

地球温暖化や生物多様性の減少などの地球環境問題は深刻さを増しており、このままでは、私たちの子孫の暮らしが大きく影響を受ける恐れがあります。

こうした環境問題は、私たちの日々の暮らしや社会経済活動が環境に負荷をかけており、巡り巡って地球環境に大きな影響を与えていることが原因となっています。このため、社会を構成するすべての人々が、地球環境のことを考え、持続可能な社会づくりのために必要な能力等を身につけ、具体的な行動の中で環境への負荷を減らす取組を進めていくことが必要です。

こうしたことを理解し対応を学ぶための環境学習は継続的・発展的に進める必要があります。そのために、学校等・地域・職場のそれぞれにおいて環境学習を推進するほか、多様な専門分野の指導者の活用や、環境学習プログラムの提供等が重要です。

(1) ESDの視点の導入

持続可能な社会づくりを推進するため、ESDの視点の導入が求められています。ESDとは、Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」と訳され、一人ひとりが、世界中の人々だけでなく将来世代まで含めたすべての人と、また環境と、関わり合いながら生きていることを認識し、将来にわたって環境・経済・社会がバランスのとれた世界を目指して行動できる人材を育てるための教育です。

これまでの環境学習に上記のような人材を育成するための要素を加えることで、学習の幅が広がったり、学習の意義が高まったりします。(詳細は別紙1・2を参照。)

このため、学校だけでなく、地域や社会といった様々な場でESDの視点を導入することが重要です。

(2) 学校等による環境教育の推進

学校においては2011年(平成23年)度から実施されている小学校学習指導要領では、各教科で環境に関する記述が増えるなど、これまで以上に環境教育を充実することとなりました。同様に、2012年(平成24年)度から実施されている中学校、2013年(平成25年)度から実施される高等学校の学習指導要領でも、環境教育の重要性がますます高まっています。

また、環境教育は生徒の発達段階に応じ、継続的・発展的に進めるとともに、自然体験や生活体験など実体験を伴う体験学習を実施することが必要です。体験学習などは学校単独では実施が難しいこともあり、地域の県民、事業者、NPO、行政等との連携を図りながら進めることが必要です。

なお、公害の歴史の紹介や現在の環境問題など、安全・安心に暮らせるための環境教育も求められます。

このほか、環境教育に関わる教員の資質の向上や、環境教育の教材やプログラムの提供等と

いった支援も重要です。

<各主体に期待される主な取組>

- ・ 県 民：子どもが学校で学んできたことを家庭内でも実施する。また、学校が実施する地域ぐるみの環境教育に参加・協力する。
- ・ 事業者：環境技術等を活かして学校で発展的・専門的な環境学習を実施する。
- ・ NPO：学校と連携・協働して自身が持つノウハウ等を活かした発展的・専門的な環境学習を実施する。
- ・ 市町村：環境学習の出前授業等を実施する。また、その際、E S Dの視点を取り入れる。
- ・ 学校等：小中学校・高等学校等においては、総合的な学習の時間、特別活動、各教科において環境教育を実施する。その際、環境教育にE S Dの視点を導入するとともに、ユネスコスクールへの加盟を推進する。また、大学においては小中学校・高等学校等と連携して発展的・専門的な環境教育を児童生徒に対して実施する。

<県の推進する主な施策>

①環境教育の実施

実体験や実験等を多く含んだ、楽しみながら学べる各種環境学習講座を事業者、NPO、行政と連携・協働して実施します。

②学校におけるE S Dの導入

「E S Dに関するユネスコ世界会議」の開催を契機に、世界とのつながりを意識しながら、地球規模の諸問題に対処できる人づくりを目指して、県内の学校に対し、E S Dの推進拠点となるユネスコスクールへの加盟を促進するとともに、子どもたちがE S Dについて議論したり、世界に向けて発信したりする機会を設けることを検討します。

また、ユネスコスクールが地域のE S D推進拠点となることで、学校を中心に地域の環境保全活動がつながり、地域全体で活動が活性化されることが期待されます。

③環境教育に関わる教員の研修

環境教育は教科横断的に実施されることが望ましいことから、幅広い教員を対象とした研修会の開催や、教員が環境学習等を実施しているNPO等の多様な主体と交流できる機会の提供を推進します。

また、より効果的な研修体系や研修方法による教員研修の充実を図ります。

④環境教育教材・プログラムの提供等

教科横断的で体験活動を重視する環境教育を学校単独で取り組むには限界があります。このため、県民、事業者、NPO、行政等が協力し作成した体系的な教材を授業で取り入れたり、事業者、NPO、行政等が提供するプログラムを総合的な学習の時間等で実施したりします。

⑤その他環境教育の支援

環境教育は理科などの基礎的な教科でないことから、総合的な学習の時間や特別活動等の中で多く実施されています。こうした状況のもと、環境教育を更に推進するため、県立高校に設置した自然科学や環境に関する系列・コースにおける実践や、地域における環境保全活動への参加など地域に根ざした学校づくりを推進します。

また、学校と協働して環境教育を実施している主体に対し補助金を交付する財政的な支援や、表彰・コンクール等を活用した環境教育の促進など、様々な方法で環境教育の支援を図ります。

(3) 地域における環境学習の推進

地域においては、事業者、NPO、行政等の様々な主体が、子どもから大人まで様々な人々に対して環境学習を実施しています。しかし、持続可能な社会を目指すためには、より多くの方の参加や、一人ひとりの環境に対する意識の更なる向上が求められています。

そこで、地域の資源を学習教材として活用した特色ある環境学習や発展的・専門的な環境学習を展開するとともに、多様な体験活動の場や機会の充実を図ることが大切です。

さらに、本県では、2014年（平成26年）に「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催されることから、これを機に持続可能な社会づくりを目的としたESDの視点を様々な学習の場で取り入れることで、効果的な環境学習を進めることができます。

<各主体に期待される主な取組>

- ・県民：環境学習講座や環境保全活動等に参加する。また、指導者養成講座等を受講して、指導者を目指す。
- ・事業者：CSRの一環として、環境技術等を活かして地域で発展的・専門的な環境学習等を実施する。
- ・NPO、市町村：環境学習講座や指導者等育成講座を開催する。また、講師を派遣する。なお、その際、ESDの視点を積極的に取り入れる。
- ・学校等：家庭生活において環境に配慮した行動を促す。また、授業の一環として地域の環境保全活動等に参加する。

<県の推進する主な施策>

①環境学習の実施

発展的・専門的で実体験を中心とした、環境学習講座を事業者、NPO、行政と連携・協働して実施します。

・地球温暖化に関する講座の開催

日々の暮らしが地球温暖化と関連していることを理解し、CO₂削減につながるエコライフや再生可能エネルギー・新エネルギー等を学習する機会を提供します。

- ・水循環に関する講座の開催

水生生物や水質の調査をとおして、家庭や事業場からの排水が身近な河川や海、生き物に影響を与えていることを理解し、生活排水対策等を学習する機会を提供します。

- ・資源循環や廃棄物に関する講座の開催

日常生活において発生する廃棄物が環境に影響を与えていることを理解し、廃棄物の発生抑制や資源循環について学習する機会を提供します。

- ・買い物や食に関する講座の開催

ものやサービスを買う時に必要な分だけ買う、環境負荷の小さいものを買うというグリーン購入や、旬の時期に地域で生産されたものを地域で消費（食べる・利用する）し、生産や輸送にかかるエネルギーを節約する地産地消など、環境に配慮した買い物に関する学習の機会を提供します。

また、自然の恩恵や資源の大切さについて理解し、環境や資源に配慮した食生活を実践する食育を学習する機会を提供します。

②環境学習指導者の養成

地域の様々な場所で今以上に環境学習が行われるよう、自然観察指導員をはじめ様々な環境学習指導者の養成を促進します。

③環境学習教材・プログラムの提供等

地域において継続的・発展的に環境学習を実施できるようにするため、教材やプログラムの提供等を推進します。

④世界会議及びE S D等の普及啓発

イベントの開催等による「E S Dに関するユネスコ世界会議」及びE S Dについての普及啓発を推進するとともに、各団体の取組事例の紹介等によりE S Dの取組を推進します。

⑤その他環境学習の支援

地域において環境学習や環境保全活動を実施している団体に対する財政的支援や表彰・コンクールによる環境学習の促進など、様々な形で支援します。

(4) 職場における環境学習の推進

職場において環境学習を実施することは、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組まれている事業をより環境に良いものとし、製品・サービスのライフサイクル全体にわたる環境負荷を低減することにつながります。ひいては持続可能な経済システムを構築していくうえでの基盤となります。

また、事業者が持つ環境に関する技術を活かして、CSRの一環として地域に対して発展的・専門的な環境学習を実施することも求められます。

なお、職場において環境学習を実施することにより、その社員・職員が家庭や地域でそれを広めることにより、より広い取組につながることも期待されます。

<各主体に期待される主な取組>

- ・事業者、市町村：環境マネジメントシステムを適正に運用する。廃棄物の減量化・資源化や再生可能エネルギーの利用について推進する。環境経営や環境学習等について専門家の意見を取り入れ効果的に推進する。社員・職員は職場で受けた環境学習を家族で共有し、家族で環境に配慮した行動をとる。
- ・NPO：事業者が実施する社員教育に講師を派遣する。

<県の推進する主な施策>

①社員・職員に対する研修等の促進

事業者において社員への環境学習を促進するとともに、市町村職員に対しても、環境に関する専門的な知識の習得を目的とした研修を実施します。

また、県職員の採用時や昇進・異動時などの研修に環境学習を実施します。

②環境マネジメントシステムに関する情報の提供と適切な運用

事業活動における環境負荷の低減を促進する環境マネジメントシステムの導入・活用を促進します。

③社員・職員に対する自発的な環境保全実践活動の推進

企業の社会的責任（CSR）の一環として職場において環境保全等のボランティア活動を促進します。また、県においても職員がボランティア活動に取り組みやすい環境の整備を進めます。

④環境学習教材・プログラムの提供等

環境学習をどのように行えばよいかノウハウが不足している事業者や市町村に対して、環境学習教材やプログラムの提供等により支援します。

3 活かしあう

環境学習や環境保全活動等が進み、対応する課題が大きくなると、技術や経験等の不足から、単独の主体では対応・解決することができなくなることがあります。そこで、異なる主体と連携・協働し、知識、経験、能力、資源等を「活かしあう」ことで解決することができます。様々な問題が複雑に絡み合う現代社会では、主体間の連携・協働の一層の推進が不可欠です。

なお、連携・協働はお互いの信頼関係が重要であるため、連携・協働における考え方や役割分担の明確化と連携・協働を促進する仕組みが必要です。

(1) 協働取組の実施

分野横断的な環境学習を発展的に推進するためには単独の主体では限界があります。県民、事業者、NPO、行政等の各主体が異なる得意分野を活かし、相互に協力して取り組むことによって学びの質や効果を高めることができます。

<各主体に期待される主な取組>

- ・県民、事業者、NPO、市町村：それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、学校や地域における環境学習や環境保全活動を実施する。
- ・学校等：総合的な学習の時間等において発展的・専門的な環境学習を進めるため、事業者、NPO、行政等と連携・協働する。

<県の推進する主な施策>

①協働取組の実施

事業者やNPO等が協働して森林整備・水質モニタリング・生態系ネットワーク形成等の環境保全活動や環境学習等を実施する事業を推進します。

また、行政の施策において、計画段階から多様な主体が参加できるような事業を推進します。

(2) 協働取組の促進

多様な主体による協働取組を促進するためには、環境学習や環境保全活動を実施している団体に関する情報を提供できる窓口やホームページ、各主体のマッチングや調整等の業務を行うコーディネーターの存在が重要です。

また、協働取組を効果的に実施するためには、相互理解・信頼醸成すること、各主体が対等な立場にあることを認識するとともに、各主体の役割分担を明確化するなどの仕組みづくりが重要です。

<各主体に期待される主な取組>

- ・事業者：多様な主体との連携・協働を推進する社内の体制を整える。連携・協働事例を市

町村や県等に情報提供する。

- ・NPO：多様な主体との連携・協働を推進するためコーディネーターとして活躍する。連携・協働事例を市町村や県等に情報提供する。
- ・市町村：多様な主体との連携・協働を推進する市町村内の体制を整える。地域に密着したコーディネーターの設置に努める。市町村が把握しているコーディネーターや協働取組事例について県と情報を共有する。
- ・学校等：多様な主体との連携・協働を推進する学校内の体制を整える。

<県の推進する主な施策>

①インターネットによる協働取組を促進する情報の提供

本県のホームページである「あいち環境学習情報ライブラリー」等において、環境学習指導者や環境学習を受けられる場、環境保全活動を実施している団体等の情報のほか、環境学習における各主体の協働取組の実践事例も収集・提供します。

また、「あいちの学校連携ネット」では、大学で行われる高校生向けの公開講座に関する情報、大学生を対象とした小中学校における学習支援ボランティアに関する情報などの大学と小中学校・高等学校等とのマッチングを促進する情報を提供し、大学と小中学校・高等学校が連携した環境学習等の推進を図ります。

②コーディネーターの設置等

「あいち環境学習プラザ」にコーディネーター等を設置することで、事業者、NPO、学校等からの要望に応じ、連携・協働に関する相談業務や連携・協働先の紹介、マッチング業務を実施することで各主体の橋渡しを推進します。

また、新たなコーディネーターの育成にも努めます。

③協働促進のための仕組みづくりの支援

「あいち協働ルールブック 2004」の趣旨を踏まえて、協働取組を進めるとともに、より良い協働取組を進めるため、「愛知県環境教育等推進協議会」を中心に各主体が議論し、協働取組のガイドラインづくりの促進を図ります。

4 つながりあう

持続可能な社会を形成するためには、より多くの人の協力が必要です。

「活かしあう」で連携・協働した人たちだけでなく、異なる地域や立場で活動している人たちと「つながりあう」ことにより、従来の活動に対し新たな視点が加わったり、活動の場や範囲が広がったり、活動に賛同する人が増えていたりして、社会に対する影響力が強くなります。

このように多様な主体が「つながりあう」中で、新たな「出あい・気づきあい」が生まれ、この流れが繰り返されることで、持続可能な社会の形成に向けた大きなうねりとなることが期待できます。

そのため、こうした異なる地域や立場の主体の連携・協働が一層推進する必要があります。

(1) 環境学習施設の連携

「あいち環境学習プラザ」や「もりの学舎」をはじめ、県内にある環境学習施設はそれぞれが独自の環境学習教材やプログラムを有し、様々な環境学習を実施しています。しかし、同時に企画・運営・設備面で共通した悩みを持っていることから、連携しネットワーク化することで、経験・ノウハウ・情報を共有でき、各施設における環境学習の質の向上が期待されます。

<県の推進する主な施策>

①環境学習施設の連携

県内にある環境学習施設が参加している「愛知県環境学習施設等連絡協議会」において各施設間の情報交換や連携強化に取り組み、各施設の環境学習等の推進を図ります。

また、これまで「愛知県環境学習施設等連絡協議会」に加盟していない環境学習施設に対し参加を呼びかけます。

(2) 異なる環境や立場の人の交流事業の促進

都市と農山漁村、上流と下流、生産者と消費者といった異なる地域や立場の人が交流し、つながりあうことで、対話や協働が促進され、各主体の活動の範囲が広がるとともに、活動が活性化されます。

<各主体に期待される主な取組>

- ・ 県 民：各主体が実施する異なる環境や立場の主体が交流できる環境学習等に関するイベントに参加する。
- ・ 事業者、NPO、市町村：異なる環境や立場の主体が交流を図ることができる環境学習等に関するイベントを開催する。
- ・ 学校等：大学生が大学で学んだ環境保全に関する知識や体験を地域の人々や子どもたちに伝えるサービスラーニングを実施する。

<県の推進する主な施策>

①環境学習等を実施する主体をつなげる場の提供

環境学習や環境保全活動を実践している主体がお互いの取組を発表したり報告したりして、各主体がつながりあう交流会や協議会といった場の提供を推進します。

②地産地消事業等による生産者、販売者、消費者のネットワーク化

地産地消や環境に配慮した製品の購入など、消費における環境負荷を低減するため、生産者、販売者、消費者が課題を出し合い、議論することができるような場を提供します。

(3) ESDに関する世界会議を契機とした環境学習の取組促進

本県では、2014年（平成26年）に「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、日本が提唱し、国連総会で決議された「国連ESDの10年」[※]の各国のESDに関する取組の成果を取りまとめるとともに、今後の取組について話し合われます。

ESDの内容としては環境だけでなく、人権・エネルギー・防災・世界遺産・国際理解など、様々な分野が含まれており、学校においてもESDの導入が積極的に進められています。

中でも、環境はESDの重要なテーマであることから、これを契機にESDの視点を導入した環境学習をより一層推進することが期待されます。

※ 「国連ESDの10年」とは、ユネスコを推進機関として、世界中でESDをもとにした人づくりを積極的に推進する強化期間(2005年（平成17年）から2014年（平成26年）までの10年間)のことです。なお、ESDに関するユネスコ世界会議では、この間の活動を振り返り、2014年以降の方策についての議論を行います。

<各主体に期待される主な取組>

- ・県民：各主体が実施するESD関連事業に参加し、ESDに関心を持つとともに、より多くの人に広める。
- ・事業者：社員教育や地域への環境学習においてESDの視点を取り入れる。
- ・NPO：自身の活動へのESDの視点の導入と、ESDの普及啓発を推進する。
- ・市町村：ESDの普及啓発。主催する環境学習等の講座にESDの視点を導入する。
- ・学校等：授業にESDの視点を取り入れる。ユネスコスクールへの加盟を推進する。

<県の推進する主な施策>

①世界会議及びESD等の普及啓発（再掲）

イベントの開催等による「ESDに関するユネスコ世界会議」及びESDについての普及啓発を推進するとともに、各団体の取組事例の紹介等によりESDの取組を推進します。

②学校におけるESDの導入（再掲）

「ESDに関するユネスコ世界会議」の開催を契機に、世界とのつながりを意識しながら

ら、地球規模の諸問題に対処できる人づくりを目指して、県内の学校に対し、E S Dの推進拠点となるユネスコスクールへの加盟を促進するとともに、子どもたちがE S Dについて議論したり、世界に向けて発信したりする機会を設けることを検討します。

また、ユネスコスクールが地域のE S D推進拠点となることで、学校を中心に地域の環境保全活動がつながり、地域全体で活動が活性化されることが期待されます。